

台湾税務および投資法令アップデート

2018年8月

所得税法

「所得税協定における相互協議手続の適用に関する作業要点」の制定および公布

同一多国間経済活動による所得への異なる租税管轄区域からの二重課税を避けるため、現在台湾と租税協定を締結し発効済みの全32カ国のいずれも租税協定に相互協議手続の条文が盛り込まれています。相互協議手続の基準を確立するため、財政部は2018年6月25日に「所得税協定における相互協議手続の適用に関する作業要点」を制定し公布しました。

要点をまとめると次の通りとなります。

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 適用範囲(第2点) | 台湾または他方、あるいは双方の地域の措置により、租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者または受けることになると認める者。例えば、次の場合があげられる。 1. 双方の地域の居住者について、居住者の地位に関する最終決定。 2. 恒久的施設の認定およびその事業所得の帰属により生じる二重課税。 3. 所得税協定の減免規定の適用に関する争議。 4. 移転価格の対応的調整。 5. 二国間事前確認制度、または多国間事前確認制度。 6. 無差別待遇に関する争議。 7. 二重課税の排除の適用に関する争議。 8. 所得税協定の適用または解釈により生じた二重課税、所得税協定により排除できなかった二重課税に関するその他の争議。 |
| 申請条件(第4点) | 1. 適用者：台湾、他方または双方の居住者である者。 2. 適用税目：所得税に限る。 3. 適用期間：所得税協定の有効期間中の税務案件。 |
| 申請期限(第5点) | 課税通知書の受領日から3年以内に申請。 |
| 決議事項の実行 | 税務案件が決議に達し、台湾政府がこれに合わせて実行しなければならない場合、該当する管轄官庁は決議の日から90日以内に実行しなければならない。 |

外国の法律により設立され、実質的管理の場所(PEM)が台湾内に所在する営利事業の未処分利益課税に関する計算規定

財政部は2018年7月30日に台財税第10704621981号通達を公布し、PEMが未処分利益課税を計算する際には、台湾の商業会計法、証券取引法またはその他法令に定める財務報告書の作成に関する規定により処理した金額を基準としなければならないと規定しました。なお、この通達は、所得税法第43条の4の施行日(現時点ではまだ未施行)より発効となります。

個人または営利事業者の行政法人への寄付金については、金額の制限なく個人の申告上は列挙控除、または営利事業者の申告上損金算入可能

個人または営利事業の「行政法人法」により設立された中央もしくは地方行政法人への寄付金は、政府への寄付金の場合と同様に取り扱い、所得税申告時に寄付金を申告し、金額は制限を受けません。現在設立されている行政法人は下記の通りです。

| | | | |
|--------|---|--------|--|
| 中央行政法人 | 国家表演芸術中心 国家中山科学研究院 国家災害防救科技中心 国家運動訓練中心 国家住宅及び都市更新中心 | 地方行政法人 | 高雄市專業文化機構 台南市美術館 高雄市立図書館 高雄流行音楽中心 |
|--------|---|--------|--|

営業税法

越境EC(国際電子商取引)業者による台湾内個人への電子役務の販売について、2019年1月1日よりクラウド發票発行が必要

越境EC(国際電子商取引)業者が台湾内の個人に電子役務を販売する場合、2019年1月1日より、「統一發票使用規定」に従いクラウド發票を発行することが必要となります。ただし、営利事業者が作業システムを更新し電子發票総合サービスプラットフォームとのインターフェイスを整える等の準備にはまだ時間や労力が要されることを勘案し、財政部は2018年7月16日に台財稅第10704607091号通達を公布し、2019年12月31日以降、クラウド發票を発行していない営業事業者が営業税法および税金徴収法により処罰を受けることがないように主務機関は積極的に指導しなければならないと決めました。

会社法

会社法一部改正案が2018年8月1日に総統令により公布

立法院(国会)において2018年7月6日に会社法の一部条文の改正案が三読を通過(=最終可決)し、8月1日に総統により公布されました(華総一經字第10700083291号通達)。施行日は別途行政院が定めます。今回の改正会社法の改正のポイントおよび分析については、台湾稅務および投資法令アップデートの「特別号：会社法改正案が三読会を通過」を参照ください。なお、改正理由を含む改正条文の詳細は、經濟部商業司全国商工行政サービスポータルサイトの「会社法改正専門エリア」(<https://goo.gl/5PPhQB>)で確認することができます。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

| 氏名 | 役職 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|------------------|---------------|--------------------------|---|
| パートナー | | | |
| 奥田健士 | パートナー | 886-2-2729-6115 | kenji.okuda@tw.pwc.com |
| ディレクター | | | |
| 王妙五 | ディレクター | 886-2-2729-6666ext23402 | miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com |
| シニアマネージャー | | | |
| 林淑琳 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23412 | shirley.lin@tw.pwc.com |
| 魏月珍 | シニア マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23410 | yueh-tseng.wei@tw.pwc.com |
| マネージャー | | | |
| 劉千瑜 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23431 | amily.liu@tw.pwc.com |
| 伊藤藍 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23475 | ai.ito@tw.pwc.com |
| 洪豪嬪 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23404 | kate.h.hong@tw.pwc.com |
| 趙宇愷 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23425 | yu-kai.chao@tw.pwc.com |
| 許大修 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23411 | dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com |
| 白井邦和 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23444 | kunikazu.shirai@tw.pwc.com |
| 松室成仁 | マネージャー | 886-2-2729-6666 ext23448 | naruhito.matsumuro@tw.pwc.com |
| | | | http://www.pwc.tw/ja.html |

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.